

1 障害者自動車燃料費助成事業

身 知 精 難

児 者

心身に重度の障がいがある方の移動のため、障害者または同居する方の自動車の燃料費用の一部を助成することにより、障がい者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。対象車両は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち4輪以上のものです。

1 対象者

下記に該当する障害者または障害者と同居する方で世帯全員の市民税が非課税の方。ただし、①～⑤の除外要件に該当する場合は対象となりません。

区分	手帳	身体				療育	精神	
	級	1級	2級	3級		A	1級	2級
				内部	下肢			
障害者本人の車の場合		○	○	○	▲	○	○	○
同居者の車の場合	障害者が18歳未満	○	○	○	×	○	○	○
	障害者が18歳以上	×	×	×	×	○	○	○

※手帳等級は個別等級です。

▲は身体障害者手帳の3級の下肢障害は、本人が運転する場合のみ対象となります。

【次の方は該当になりません。】

- ①タクシー助成券の交付を受けている方
- ②透析患者通院費助成を受けている方
- ③社会福祉施設に入所している方
- ④申請時に継続して3か月以上入院している方
- ⑤生活保護を受けている方

2 申請等に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③運転する方の運転免許証 ④登録する自動車の車検証 ⑤印鑑

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 助成額

1か月当たり2,000円の障害者自動車燃料費助成券を交付します。

5 利用方法

障害者自動車燃料費助成券は、登録した自動車に⑥の給油事業所で給油できます。登録自動車以外の自動車への給油は出来ません。

6 利用できる給油事業所

- * 宮城県石油商業組合登米支部に加盟している給油所
- * みやぎ登米農業協同組合の中田・迫給油所
- * 市長が覚書を取り交わした給油所

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 福祉タクシー利用料助成

身 知 精 難

児 者

心身に重度の障がいがある下記の方に対し、タクシー利用料金の一部（利用助成券）を助成します。

1 対象者

下記に該当する方で世帯全員の市民税が非課税の方

- * 身体障害者手帳 1～2 級所持者、療育手帳 A 所持者、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級所持者
- * 身体障害者手帳 3 級所持者のうち、体幹・下肢機能障がいですいすを常用している方、呼吸器機能障害で酸素濃縮器を常用している方

※その他要件がありますので窓口までご相談ください。

2 申請等に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ③印鑑

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 助成額

1 か月当たり 2,000 円

5 利用できるタクシー会社

- * 宮城県タクシー協会仙北支部に加盟しているタクシー会社
- * 認可介護福祉タクシー会社
- * 市長が覚書を取り交わしたタクシー会社

■ 1 か月につき 4 枚が交付になります。タクシーの運転手へ利用助成券をお渡しください。乗車料金との差額については利用者の方の負担となります。

■ 障害者自動車燃料費助成事業、透析患者通院交通費助成事業と選択制となっており、いずれか一つを選択してください。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 タクシー・ハイヤー運賃の割引

身 知 精 難

児 者

身体障害者手帳または療育手帳所持者は、運転手に手帳を提示してください。等級に関係なく全員 1 割引（介護者の同乗も可）になります。前記の福祉タクシー券との併用も可能です。ただし、割引を実施していないタクシー会社もありますので、乗車する前にご確認ください。

公共機関や病院等を経由する市民バスを運行しています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は運賃が免除されますので、降りるときに運転手に手帳を提示してください。なお、介護者については、1回の乗車につき200円の料金がかかります。乗り換えをすると、その都度200円を要しますのでご注意ください。

1 路線名と主な経路

路線名	主な経路
米山登米線	町田～中津山小学校前～米山総合支所～旧よねやま診療所前～登米総合支所～登米総合産業高校前
米山佐沼線	長根（大崎市）～町田～中津山小学校前～米山総合支所～南方総合支所～大網～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
登米線	登米三日町～登米総合支所～米谷病院前～中田総合支所～佐沼高校正門前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
東西循環線	ミヤコーバス佐沼営業所～登米市役所～登米市民病院前～佐沼高校西門前～登米祝祭劇場前～登米総合支所～米谷病院前～中田総合支所～佐沼高校正門前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
東和線	若草園～東和総合支所～錦織～中田総合支所～佐沼高校正門前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
津山線	竹の沢～津山公民館前～柳津駅前～津山総合支所前～登米総合支所～加賀野～佐沼高校正門前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
豊里線	豊里総合支所～豊里病院前～陸前豊里駅前～旧よねやま診療所前～米山総合支所～登米祝祭劇場前～佐沼高校西門前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所～登米総合産業高校前
南方線	瀬峰駅前～瀬峰労働基準監督署前～南方総合支所～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所～登米市民病院前～佐沼高校正門前～登米総合産業高校前
新田線	新田公民館前～新田駅前～三方島～佐沼高校北～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所～登米総合産業高校前
石越線	迫桜高校前～石越駅前～石越総合支所～章太郎記念館前～佐沼高校北～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
中心市街地循環線	登米市役所～登米市民病院前～上杉皮膚科前～佐沼高校前～おたおたにクリニック前～ウジエスーパー佐沼本店前～登米市役所

■詳しい経路や時刻は市ホームページに掲載しています。時刻表は各総合支所・ミヤコーバス佐沼営業所で配布しています。

◇詳しくは市民協働課地域交通・交流係（☎0220-22-2173）までお問い合わせください。

身体障がい者が自ら運転する場合や重度の身体障がい者または重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車でも有料道路を利用する場合、割引が受けられます(注: 重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です)。

※令和5年3月27日から1人一台要件の緩和により、事前登録のない自動車でも、割引が適用されます。(料金所で手帳の提示が必要です)
また、ETC利用申請される方は、オンライン申請が可能となりました。

1 対象者

- * 自らが運転する場合：身体障害者手帳所持者
- * 介護者が運転する場合：第1種身体障がい者、第1種知的障がい者（療育手帳A所持者）

2 申請等に必要なもの

- ① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）
- ③ 車検証等（自動車登録希望者のみ）

- ETCを利用される方は、上記のほかにETCカードとETC車載器セットアップ申込書・ETC車載器セットアップ証明書もご持参ください。
- 電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」もご持参ください。

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

※ETCを利用される方はオンライン申請が可能です。
【URL】 <https://www.expressway-discount.jp>



◀ ホームページ
QRコード

4 割引の受け方

料金を支払う際に証明を受けた身体障害者手帳または療育手帳を提示すると5割引となります。ETCを利用する場合は、システム上でデータを確認し割引処理が行なわれます（有人レーンでの支払時に手帳の提示が必要ですので有料道路利用の際は手帳を携帯してください）。

◇ 詳しくはNEXCO東日本有料道路ETC割引登録係（045-477-1233、受付時間：平日9～17時）までお問い合わせください。

6 JR運賃の割引

身 知 精 難

児 者

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方は、乗車券販売窓口で手帳を提示すると割引が受けられます。

また、2025年4月1日より、精神障害者割引制度が導入されます。

対 象	割引対象乗車券	割引率	備 考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割引	
・第1種障がい者とその介護者 ・12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割引	
第1種、第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	片道の営業キロが100キロを超える場合

■詳しくはJR東日本お問い合わせセンター（☎050-2016-1600）へお問い合わせください。

■私鉄についても同様の割引を行なっておりますが、その取扱いが若干異なりますので、直接各鉄道会社へお問い合わせください。

7 地下鉄・国内航空・船舶運賃の割引

身 知 精 難

児 者

利用される会社へお問い合わせください。